

寒川町議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 28 日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町条例第 18 号

寒川町議会委員会条例の一部を改正する条例

寒川町議会委員会条例(昭和 41 年寒川町条例第 14 号)の一部を次のように改正する。

別表総務常任委員会の項所管事項の欄中「1 」の次に「町長室、」を加え、同表文教福祉常任委員会の項所管事項の欄中「学び育成部」を「子ども育成部」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。